

民主党政権下の「地方分権改革」と ナショナルミニマムの行方

「地方分権改革」というと「いいことづくめ」と思われがちです。でも、「義務づけ・枠付けの見直し」の名の下、社会保障の「現物給付」の最低基準（ナショナル・ミニマム）が撤廃されようとしていることは、ほとんど知られていません。

児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法、公営住宅法、生活保護法などに基づく各種施設等の職員配置、設備、運営の基準が軒並み撤廃されようとしています。

しかも、「原口プラン」では、2010年3月には地域主権推進一括法案を成立させ、夏には戦略大綱をつくるという、ハイスピードの工程が予定されているのです。

そこで、「緊急番外編」として、当講座を緊急に企画させていただきました。

**どのような沿革で今の事態に立ち至っているのか？
仮に、これが実行されると、どのような事態が想定されるのか？**

今回は、経済誌でありながら、格差や貧困の問題に深く切り込んできた「週刊東洋経済」の気鋭のジャーナリストにお話しいただきます。

あなたの職場、あなたの家族、あなたの依頼者、そして、あなた自身にも、きっと関わりのある問題です。是非、お誘い合わせのうえ、多数ご参加ください。

日時 平成22年 **6月9日(水)** 18時~20時

会場 大阪弁護士会館2階ホール
(大阪市北区西天満1-12-5)

事前申込不要・無料

講師 **岡田広行**さん(東洋経済新報社編集局記者)

【プロフィール】

1966年生まれ。1990年東洋経済新報社入社。産業部、月刊金融ビジネス編集部、週刊東洋経済編集部などを経て、現在、企業情報部。主に社会保障分野の取材・執筆に従事。

お問合せ先 大阪弁護士会 TEL 06-6364-1227

主催 大阪弁護士会